

公共事業環境配慮書

農政部

農地整備課

<b>事業名称</b>		
事業名	経営体育成基盤整備事業	
整理番号	31-3	
事業の種類	ほ場の整備	
市町村名	池田町	
箇所名	(会染西部地区)池田町大字会染	
事業年度	平成30年度～令和5年(2023年度)	
<b>事業概要</b>		
目的	営農条件の改善による営農経営の効率化	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	区画整理工 整地工 A=61ha	
関連する事業計画	特になし	
その他特記事項	特になし	
<b>関係法令等の規制</b>		
自然環境保全地域等の指定状況	なし	
土地利用規制の状況	農振法の農業振興地域 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地 河川法の河川区域または河川保全区域 都市計画法の用途地域(非線引き区域)	
その他	なし	
<b>社会的要素</b> <span style="float: right;">留意すべき地域の概況</span>		
交通の現況	事業区域の南側に県道329号原木戸安曇追分停車場線が位置する。	
土地利用の現況	平地・田園である。	
生活関連施設の現況	住居が点在している 長野県立安曇養護学校、会染保育園が近接している。	
その他	特になし	
<b>自然的環境要素</b> <span style="float: right;">環境配慮の方針</span>		
大気環境	留意すべき地域の概況	生活関連施設がある。
	<b>【大気汚染の防止】</b>	
	・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行をできるだけ避ける。 ・排出ガス対策型の車両や機械を使用する。	
	<b>【騒音、振動の防止】</b>	
・低騒音・低振動型の建設機械を使用する。 ・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働をできるだけ避ける。		
水環境	留意すべき地域の概況	高瀬川に隣接する。 地域内に農業用排水路が存在する。
	<b>【水質汚濁の防止】</b>	
	・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を防止する。 <b>【水循環の保全】</b> ・水田や地下水・湧水を保全する。	
地形・地質	留意すべき地域の概況	特になし
	<b>【環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避】</b>	
	・表土を耕土として活用する。 <b>【改変面積の最小化】</b>	
	・段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。 ・工事施工ヤードの設置は、必要最小限の面積とする。	

野生動植物	留意すべき地域の概況	池田町田園環境整備マスタープランにおける環境配慮区域である。 平成29年6月に環境配慮対策について検討会を開催した。 ホタルの生息・生育地周辺である。
	【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】	
	・自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変をできるだけ避ける。	
	【野生動植物の生息・生育空間の保全】	
	・動物の移動経路の分断をできるだけ避ける又は新たな移動経路を確保する。 ・水際部を保全し、自然植生の連続性を確保する。 ・工事の実施前にホタルを生育適地へ移動する。 ・工事機械を搬入する際に、機体の汚れがないか確認し、外来植物が侵入しないように留意する。	
【地域独自の生物多様性の保全】		
・表土を植生用客土として活用し、在来種による植栽・緑化を行う。		
景観	留意すべき地域の概況	田園風景を形成している。
	【すぐれた景観の保全】	
・主要な景観資源の改変をできるだけ避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。 ・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。		
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況	特になし
	【自然とのふれあい空間の創出】	
・河川、水路などの暗渠化は、できるだけ避ける。		
文化財等	留意すべき地域の概況	周知の埋蔵文化財包蔵地がある。 平成30年5月に埋蔵文化財調査を実施した。
	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】	
廃棄物・ 建設残土	・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 ・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。	
	【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】	
	・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。	
	【資源の有効利用】	
	・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。	
省資源・ 省エネルギー・ 温室効果ガス	【環境への負荷の少ない機械の利用等】	
	・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・アイドルストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。	
	・点検整備を行い、適正な燃費消費率を維持する。	

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	野生動植物	工事の実施に当たっては、工事機械をよく洗浄するなど外来植物を持ち込まないよう努めてください。	工事機械を搬入する際に、機体の汚れがないか確認し、外来植物が侵入しないように留意します。